

持続的養殖生産確保法に基づく 漁場改善計画について

令和7年11月12日
水産庁栽培養殖課

漁場改善計画とは

- 持続的養殖生産確保法に基づき、区画漁業権を有する者（漁業協同組合等）が策定する養殖漁場の改善に関する計画。国や都道府県の認定を受けることができる。
- 平成23年からは、更なる漁場改善を図るために「適正養殖可能数量」の設定を追加。

漁場改善計画の内容

- ・ 対象水域と養殖水産動植物の種類
- ・ 養殖漁場の改善の目標（水質、底質、飼育生物の状況）
- ・ 改善を図るための措置及び実施期間（飼育密度、飼餌料の種類及び制限、水産用医薬品の適正使用等）
- ・ 改善を図るために必要な施設及び体制整備（観測機器、へい死魚処理施設、計画推進委員会の設置等）
- ・ 養殖漁場及び利用状況調査（水域調査、給餌量調査、病害調査等）

適正養殖可能数量の設定方法

- 適正養殖可能数量は、過去の実績だけでなく、最新の漁場環境、養殖管理の実態、環境収容力等を勘案した養殖可能な数量の上限等の範囲内で設定される必要がある。
- 水産庁では、漁場環境のモニタリング手法やその結果に基づく適正養殖可能数量の設定方法等についてガイドラインを策定し、都道府県等に周知。

モニタリング

【水質】

・ 溶存酸素 (DO)

例：随時（特に夏は高頻度）

・ COD

例：年1回

【底質】

・ 酸化還元電位 (ORP、Eh) とpH 例：随時（特に夏は高頻度）

・ COD

例：月に1回

・ 酸揮発性硫化物 (AVS)

例：年に一度（夏季）

※ 複数の手法を行うとともに、頻度を高くして精度を上げる。

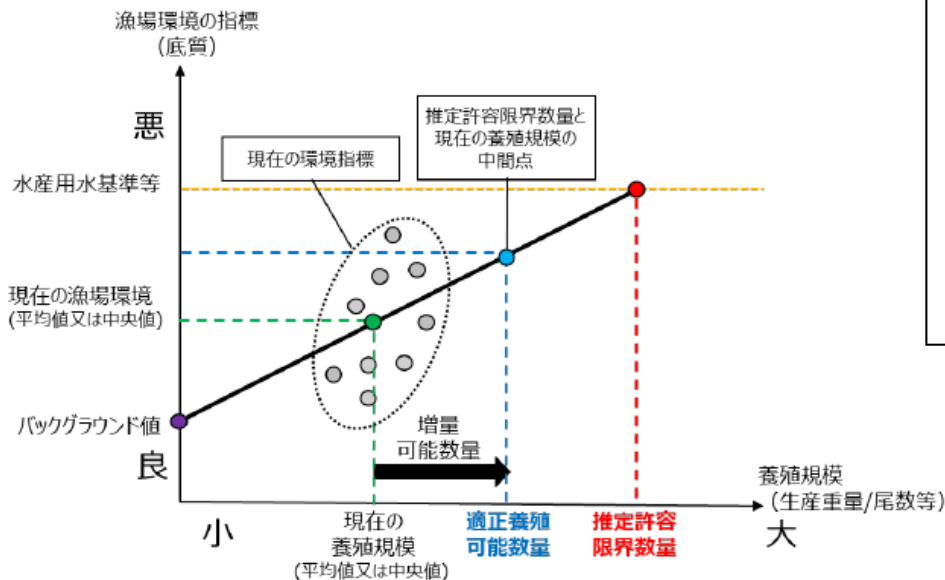


図 3-4 適正養殖可能数量計算手法の例

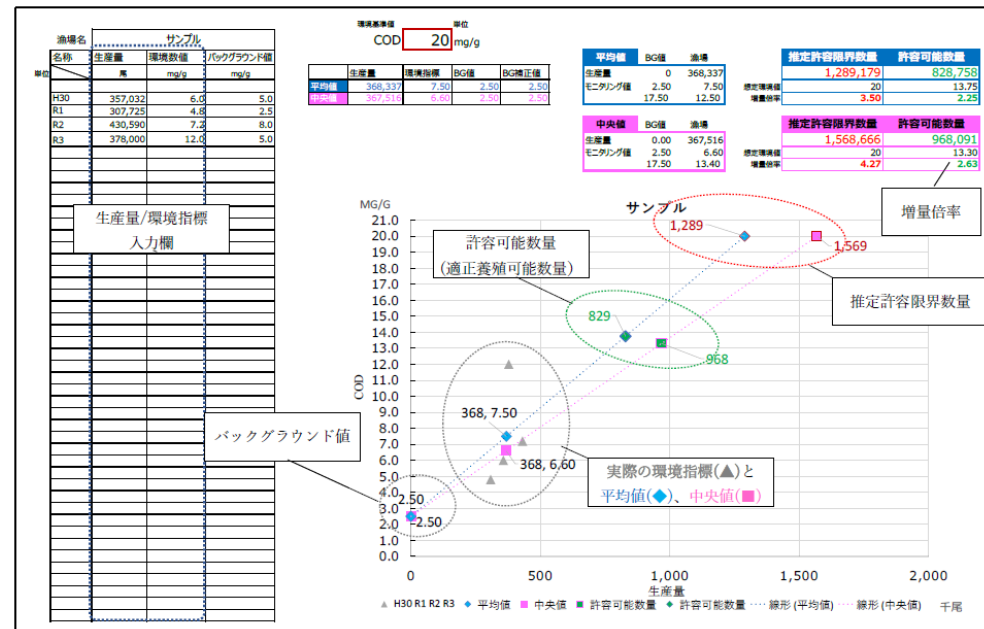


図 3-5 適正養殖可能数量の計算シート

生産履歴の記録・保存

- ・ 養殖業者ごとに、生産履歴の記録・保存を行うことを推進。
- ・ 従来から通知している内容であるが、今回、新たに記録様式を明示。

(魚類養殖における様式)

別紙3-1 生産履歴(魚類)

提出年月日	
法人名	
代表者名	
魚種	
養殖場所	※生け簀毎に記載、漁場図を添付
生け簀規模	
生け簀の種	
放養密度	

○月	活込尾数						出荷(中間種苗の出荷を含む。)						斃死		在地 尾数	ワクチン使用履歴 ワクチン名	薬品使用履歴		餌飼料使用履歴		
	天然種苗			人工種苗			天然由来			人工由来			天然由来	人工由来			薬品投与の有 無	薬剤使用記 録	生餌		配合飼料
	尾数	仕入れ	飼育地	尾数	仕入れ	飼育地	尾数	重量	平均重	尾数	重量	平均重	尾数	尾数					使用している魚	重量	重量
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					
26																					
27																					